

令和元年 8 月 23 日

株式会社北陸銀行  
代表取締役 庵 栄伸 様

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0362 金沢市古府 2 丁目 189 番

TEL : 076-240-1012 FAX : 076-259-5963

[連絡先] 北都法律事務所

弁護士 中 聖子

〒920-0912 金沢市大手町 15-15

金沢第 2 ビル 6 階

TEL : 076-224-1002 FAX : 076-224-1002

#### 申入れ終了のご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社におかれましては、当団体の平成 31 年 3 月 22 日付申入書に対し、平成 31 年 4 月 25 日付で、当団体が申し入れた相続開始時の期限の利益喪失条項について、当該条項を令和元年 5 月に削除する、相続の開始のみでは相続人は期限の利益を喪失しない旨のご回答をいただき、ありがとうございました。

ご回答を検討させていただきました結果、当団体として、本件に関する貴社に対する申入れは、これをもって終了することと致しました。

もともと、当団体としては、実際の運用が適正なものとなっているかについて引き続き関心を持って取り組んでいく所存であり、必要に応じて改めて是正等の申入れ等をさせていただくこともあろうかと存じますので、その旨申し添えます。

最後になりますが、貴社の益々のご発展を祈念申し上げます。

敬 具